

## 5 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理について

ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）を含む廃棄物については、P C B廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に定められた期間内の処理が、保管事業者に義務付けられており、各都県では、自らが一保管事業者として、公共施設等における変圧器・コンデンサー・安定器などのP C B廃棄物の処理を進めている。

しかし、昨今、国が実施した実態調査等の結果、橋梁等に高濃度P C Bを含有した塗料が使用されている可能性が明らかになったところであり、さらに低濃度P C Bを含有した塗料も相当数使用されていることが見込まれ、今後、各自治体では、その処理に大きな費用負担を強いられることが予想される。

また、各都県では、民間事業者に対しても、P C B廃棄物の適正な処理を促しているが、処分期間の終了が迫る中、処理の動きは迅速とは言えず、特に支援の仕組みのない低濃度P C B廃棄物については、期間内の処理完了は予断を許さない状況にある。

については、P C B廃棄物の処分期間内における確実かつ適正な処理に向け、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 P C Bを含有した塗料を使用した塗膜の除去、塗膜くずの処理について、各自治体及び民間事業者が期間内に確実かつ適正に行えるよう、十分な支援策を講じること。
- 2 低濃度P C B廃棄物においても、高濃度P C B廃棄物と同様に基⾦による処理費用の助成や専門家派遣など、適正処理に向けた技術的・財政的な支援の仕組みを構築すること。

3 P C B廃棄物の期間内処理について、テレビCMや新聞広告など、効果的かつ幅広い媒体を活用し、社会的機運を醸成するとともに、民間事業者に対し、処理の必要性について十分な周知を図ること。